

令和7・8年度高知市高齢者等就業支援団体認定申請要領

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号により、シルバー人材センター等に準ずる者(以下「高知市高齢者等就業支援団体」という。)として市長の認定を受けた団体は随意契約を締結することができます。

令和7・8年度高知市高齢者等就業支援団体として認定を希望する団体は、下記の要領により申請書及び添付書類を提出してください。

記

1 認定対象者の資格

次の事項のいずれかに該当する者は、高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程(平成24年庁達第3号)第2条に規定する高知市高齢者等就業支援団体として認定の対象となる者(以下「認定対象者」という。)としない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 手形又は小切手の不渡事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (3) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (4) 申請日までに納期の到来した国税、都道府県税、市町村税又は健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金を滞納している者。ただし、申請時までに完納した場合は、この限りではない。
- (5) 高知市内に本社又は本店若しくは入札及び契約等の権限の委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有する事業者において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいるにもかかわらず個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者並びに現に個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者又は新規事業者のため高知市から特別徴収義務者として指定通知を受けていない者のうち特別徴収義務者に該当することとなったときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者
- (6) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号に該当する者

2 認定の基準

認定対象者は、次の事項のすべてを満たさなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する高齢者等(以下「高齢者等」という。)についての福祉の増進に資する内容が含まれていること。
- (2) 高知市内に主たる事務所を置き、営利、非営利を問わず法人格を有する団体であること。
- (3) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - ア 高知市内に居住する者(以下「市内居住者」という。)の割合がその団体に属する者(賛助会員等以外の個人に限る。以下「構成員」という。)の5分の4以上であること。
 - イ 市内居住者である構成員のうち、60歳以上の者の割合がおおむね3分の2以上又は55歳以上の者

の割合がおおむね4分の3以上であること。

(5) 高齢者等の就業の機会の確保と組織的提供に係る業務を行っていること。

3 申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和6年11月25日（月）から令和6年12月6日（金）まで（※土・日は除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

4 申請受付場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市総務部契約課（本庁舎3階）

5 申請書類

高知市ホームページの契約課のページに申請書等の様式を掲載していますので、ダウンロードして使用してください。また、契約課（業務委託契約担当）窓口でもお渡しします。

(1) 高知市高齢者等就業支援団体認定申請書（様式第1号 - 第3条関係）

(2) 添付書類

ア 定款、寄附行為、会則、活動方針等又はそれに類する書類

イ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書

ウ 団体構成員割合表（様式第1号 - 第5項関係）

エ 認定申請日が属する年度の事業計画書又はそれに類する書類

オ 事業実績等報告書（様式第2号）又はそれに類する書類

カ 認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書又はそれに類する書類

キ 認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度の貸借対照表又はそれに類する書類

ク 認定申請日が属する年度の前年度及び前々年度の監査報告書又はそれに類する書類

ケ 市町村税、都道府県税、国税に係る納税証明書

コ 社会保険料納入確認（申請）書（様式第3号）

サ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第4号）

シ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第5号）

※ 官公署が発行した証明書類については、申請日から遡って3か月以内に交付されたもので可とし、また、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので差し支えない。（原寸大、及び鮮明なものに限る）

※ ケの国税は、法人税、消費税及び地方消費税、その他（源泉所得税及び復興特別所得税）について、未納税額のない証明書（証明の種類：その3）を提出すること。

※ サは、個人住民税の特別徴収を実施していない場合に提出すること。

6 申請方法

持参に限る。

7 認定の有効期間

認定日から令和9年3月31日まで

8 認定団体の決定等

高知市高齢者等就業支援団体（以下「認定団体」という。）の決定、又は認定しないことの決定は、「高知市高齢者等就業支援団体認定事務に関する規程（以下「規程」という。）に基づき審査等を行い、令和7年2月上旬に決定し、認定対象者に通知するとともに、高知市契約課ホームページに掲載する。

9 その他の注意事項

- (1) 高齢者等の就業支援を目的とし地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号を適用した随意契約（以下「高齢者等就業支援3号随意契約」という。）を行う場合は、原則として、一定の割合以上の高齢者が当該役務等に従事することを条件として発注することとする。
- (2) 高齢者等就業支援3号随意契約を行う場合は、原則として、認定団体、及び法第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターによる、競争見積により契約を行うこととする。
- (3) 認定団体は、原則として、本市の一般競争入札、及び指名競争入札に参加することはできないこととする。
※ 高知市契約規則第30条で規定する随意契約によることができる金額（50万円以下の業務委託等）の競争見積への参加は可能
- (4) 認定後、申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく規程に定める様式第4号により、変更申請書を提出すること。
- (5) 規程第6条に基づき、認定期間中に市長から認定団体の要件に係る現況の確認を行うため書類の提出を求められた場合は、当該確認のために必要な書類（構成員名簿等）を提出すること。

10 受付及び問合せ先

高知市総務部契約課 物品・業務委託契約担当

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

電話：088-823-9414 / FAX:088-823-9496

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号を適用する随意契約の発注情報について

高知市では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号を適用する随意契約について、発注情報（「発注見通し」、「契約締結前情報」、「契約締結後情報」）を公表しています。これらの情報は随時、高知市のホームページ（契約課・上下水道局企画財務課）に掲載しています。